

議案第11号

北上市地域包括支援センターの職員及び運営の基準条例の一部を改正する条例

北上市地域包括支援センターの職員及び運営の基準条例（平成27年北上市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員数の基準)</p> <p>第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下「被保険者数」という。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(職員数の基準)</p> <p>第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下「被保険者数」という。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>北上市地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会である北上市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が被保険者数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。第3項第1号において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。</p>

(1)・(2) [略]

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 被保険者数が6,000人以上の場合の地域包括支援センターの職員の員数は、被保険者数から6,000人を減じた数が、なお3,000人以上6,000人未満であるときは、前項に規定する職員の員数を、3,000人未満であるときは、別表に掲げる被保険者数に応じ、それぞれ同表に定める員数を、前項に規定する職員の員数に加えた数とする。

(1)・(2) [略]

(3) 主任介護支援専門員（施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、北上市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の被保険者数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 被保険者数が6,000人以上の場合の地域包括支援センターの職員の員数は、次の各号に掲げる被保険者数に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 被保険者数から6,000人を減じた数が、なお3,000人以上6,000人未満 第1項に規定する職員の員数

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる被保険者数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

（運営）

第3条 [略]

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(2) 被保険者数から6,000人を減じた数が、3,000人未満
別表に掲げる被保険者数に応じ、それぞれ同表に定める員数を、第1項に規定する職員の員数に加えた数

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると北上市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる被保険者数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

（運営）

第3条 [略]

2 地域包括支援センターは、北上市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（北上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援方法の基準条例の一部改正）

2 北上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援方法の基準条例（平成27年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を聴取しなければならないこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を聴取しなければならないこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

令和6年6月13日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準の要件を緩和しようとするほか、所要の改正をしようとするものである。